

(4) 特定遊興飲食店営業の申請に必要な書類一覧表

掲載ページ	64.12	64.40	64.41	64.41	64.27	64.27	64.27	64.27	64.42	
申請種別	許可申請	相続承認 (注1)	法人合併承認 (注1)	法人分割承認 (注1)	許可証の書換え	変更承認	変更届出 (注1)	許可証の返納 (注2)	特例認定	
必要書類										
許可申請書	○									規則様式別記様式第40号
相続承認申請書		○								規則様式別記様式第6号
合併承認申請書			○							規則様式別記様式第7号
分割承認申請書				○						規則様式別記様式第8号
許可証書換え申請書					○					規則様式別記様式第9号
変更承認申請書						○				規則様式別記様式第10号
変更届出書							○			規則様式別記様式第11号
返納理由書								○		規則様式別記様式第12号
認定申請書									○	規則様式別記様式第13号
営業方法を記載した書類	○								○	規則様式別記様式第41号
営業所の使用権原を説明する書類	○									登記簿謄本及び、賃貸借契約書の写し、賃貸借人の使用承諾書（特定遊興の承諾）など
営業所の平面図	○				※	※			○	距離・面積が分かるもの
営業所周辺の略図	○								○	保全対象施設との位置関係が記載された図面
住民票の写し	△	○					※			本籍・国籍等の記載があるもの
個人 誓約書	○	○					※			法第4条第1項第1号から第13号に該当しないことを誓約する書面（第7号及び第12号を除く）
市町村長等の証明書（身分証明書）	△	○					※			法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面
定款	△						※			
登記事項証明書	△						※			法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
誓約書	○									法第4条第1項第7号及び第13号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
法人 密接な関係を有する法人を記載した書類	※									
株主名簿の写し	※									株式会社のみ
個人 役員 住民票の写し	△	○					※			本籍・国籍等の記載があるもの
誓約書	○						※			法第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第10号に該当しないことを誓約する書面
市町村長等の証明書（身分証明書）	△	○					※			法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面
住民票の写し	○						※			本籍・国籍等の記載があるもの
管理 者 誓約書（2種類）	○						※			・誠実に業務を行うことを誓約する書面 ・法24条第2項各号に該当しないことを誓約する書面
市町村長等の証明書（身分証明書）	○						※			法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面
管理者の写真（2枚）	○						※			6ヶ月以内撮影のもので正面、無帽、無背景（3×2.4cm）
相続人との続柄を証明する書面		○								登記簿謄本など
相続人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書		○								申請者以外に相続人がいる場合、全員分
合併契約書の写し			○							
分割契約書又は分割計画書				○						
役員就任予定者 氏名及び住所を記載した書面			○	○						
住民票の写し			○	○						本籍・国籍等の記載があるもの
誓約書			○	○						法第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第10号に該当しないことを誓約する書面
市町村長等の証明書（身分証明書）			○	○						法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面
許可証					○			○		
誓約書（特例認定用）								○		法第10条の2第1項各号のいずれにも該当することの誓約書

○ 注1は、許可証の記載事項に変更が生じる場合、許可証の書換え申請も必要となるものです。

○ 注2（許可証の返納）は、許可証のほか、管理者証及び標識（赤色ステッカー、剥がしたもので破損可）も一緒に返納してください。

○ ※印は、該当する場合にのみ添付する書類です。

○ △印は、既に千葉県公安委員会の許可を受けている風俗営業者で、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。

ただし、持分会社の法人の場合は、最新の定款の提出が必要です。